

保険年金

健診や人間ドックで生活習慣病を予防しよう

後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、次の健康診査などを行っています。いずれも来年3月31日までの年度中一回。

■無料健康診査

受診券などは4月下旬(年度途中に被保険者となった方にはその翌月)に送付しています。

■無料歯科健康診査

4月下旬(年度途中に被保険者となった方にはその翌月)に「歯科医院リスト」を送付しています。受診券はありません。

■訪問による歯科健診

医療機関での歯科健康診査が難しい方は、訪問による歯科健診を無料で実施しています。

■人間ドック

詳しくは医療年金課(☎228・7375 FAX222・1452)へ。費用を一旦全助成します。

額支払った後、区役所保険年金課へ申請してください。申請には、被保険者証、人間ドックと記載のある領収書、検査結果通知書一式、口座情報が分かるものが必要です。

大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課(☎06・4790・2028 FAX06・4790・2030)から区役所保険年金課(☎☎区1ページ)へ。

■国民健康保険料の納付を加入期間の保険料の納付を

国民健康保険料は加入期間に於いて支払いが必要です。脱退後であっても納額通知書が届いた場合は、内容を確認のうえお支払いください。

■一部負担金減免制度

国民健康保険の被保険者が、次の理由により医療機関などの窓口で一部負担金の支払いが困難になったときに、免除や徴収猶予を受けられる場合があります。

- ▽震災や風水害、火災などにより世帯主(※)が死亡した、障害者となった、または居住する住宅に著しい損害を受けたとき
- ▽事業・業務の休廃止や失業、干ばつ・冷害・凍害などによる農作物の不作、

不漁、世帯主(※)の死亡・入院・傷病により、世帯収入が著しく減少したとき(収入や預貯金の確認が必要) ※主たる生計維持者である被保険者を含む

区役所保険年金課(☎☎区1ページ)へ

■医療費のお知らせを年6回送ります

健康管理や医療機関などの受診履歴の確認に役立ててもらうため、国民健康保険の「医療費のお知らせ」を、世帯主に送付しています。

なお、お知らせが不要な場合は、世帯主の申請により送付を停止します。

国民健康保険課(☎228・7522 FAX222・1445)

医療費のお知らせ発送時期	
診療月	今年度の発送時期
R3年1・2月	R3年5月下旬
R3年3・4月	R3年7月下旬
R3年5・6月	R3年9月下旬
R3年7・8月	R3年11月下旬
R3年9・10月	R4年1月中旬
R3年11・12月	R4年2月下旬

■種別変更の届け出を忘れず

区役所保険年金課へ第1号被保険者に切り替えの届け出を

①厚生年金保険に加入していた20〜59歳の方が退職したとき ②の方に扶養されている20

〜59歳の配偶者 ②第2号被保険者である方が65歳に到達し高齢基礎年金の支給資格を満たすときは、その方に扶養されている配偶者の方(第3号被保険者)

第2号被保険者の勤務先を通じて変更の届け出を

国民年金の第1号被保険者の方が就職して厚生年金保険に加入したときは、第2号被保険者になり、その方に扶養されている20〜59歳の配偶者の方は第3号被保険者になります。

なお、第3号被保険者は、保険料を納める必要はありません。

堺東年金事務所(☎228・5101)から区役所保険年金課(☎☎区1ページ)へ

固定資産税・都市計画税 第1期分 軽自動車税(種別割) 納期限 5月31日

納期限までに、金融機関か郵便局、コンビニなどで納めてください。ペイジーに対応した金融機関のATM(現金自動受払機)やモバイル決済(LINE Pay、Pay B、楽天銀行コンビニ支払サービス、Pay Pay)などでも納められます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高を確認してください。

納税課(☎☎区1ページ)か税務運営課(収納係 ☎228-3957 FAX228-7618)

今月の納税

税金

市・府民税

特別徴収税額決定通知書を送付

5月下旬、給与所得者を対象に「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額決定通知書」を特別徴収義務者(事業主)へ発送します。給与事務担当者から受け取ってください。 同通知書は、公営住宅の

課税明細書で所有資産の確認を

5月に送付する固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書に、課税明細書が付いています。所有資産の確認にご利用ください。

なお、窓口へお越しのときは、マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など本人確認のできるものをお持ちください。

固定資産税課(☎0570・001・7333 ☎☎区1ページ)



税キング

納税通知書の証明書を車検に利用を

軽自動車などの車検後、車検証を返してもらったとき

1での納付は、6月中旬に送付する継続検査用納税証明書をご利用ください。

継続検査用納税証明書については納税課(☎☎区1ページ)、納税通知書については法人諸税課総務諸係(☎0570・0001・730)へ。

■固定資産の届け出・申告を

家屋の新築・増改築や取り壊しをしたときは、30日以内に市ホームページにある「家屋新築・増築・滅失」その他届出書を各市区税の窓口か固定資産税課へ提出してください(登記申請をした場合は不要)。

固定資産評価補助員証を携帯した調査員が訪問し、建物の内部を含め、確認します。ご協力をお願いします。

固定資産税課(☎0570・001・7333 ☎☎区1ページ)

福祉

よくわかる！

成年後見制度説明会

大阪家庭裁判所では、5月18日(火)14時15時から成年後見制度についての説明会をオンラインツールZoomで開催します。

電子メールで5月6日

14日に氏名、電話番号、参加時のニックネーム

質問事項を大阪家庭裁判

所事務局総務課(☎066・943・5692 FAX0570・001・7333)へ

府内在住の同制度を利用していない方が対象。先着50人。

●収入の大幅な減少などにより、市税や保険料の支払いが困難な方は、減免や支払いの猶予を受けられる場合があります。